

情 個 審 答 申 第 2 号
平成 2 8 年 6 月 8 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 7 号及び同条例第 8 条第 7 号の規定に基づく
諮問について（答申）

平成 2 8 年 2 月 1 2 日付け車両発第 2 4 2 号による諮問については、下記のとおり答申
します。

記

1 諮問事項

実施機関が管理する熊本市公用自動車（以下「公用車」という。）へのドライブレコー
ダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、適当なもの
であることを認める。

なお、当該個人情報の収集及び外部提供にあたっては、次の事項を要望する。

- (1) ドライブレコーダーに搭載される記録媒体については、紛失や盗難に遭わないよう、
厳重に管理すること。
- (2) ドライブレコーダーの利用目的や運用に追加や変更が生じた場合には、必要に応じ
当審議会に諮問を行うこと。
- (3) ドライブレコーダーに記録された情報（以下「記録情報」という。）の外部提供の
際には、記録媒体につき暗号化処理を行う等、記録情報に含まれる個人情報の保護に
関し必要な措置を講じること。

3 理由

本件諮問の内容は、公用車へのドライブレコーダーの設置に伴い、公用車運行中の当
該公用車前方の映像が撮影及び記録されることによって、その映像に含まれる不特定多

数の個人の容姿や音声、車両のナンバープレート等の個人情報が収集されること、また、公用車運転者が当事者となる交通事故又は自然災害（以下「交通事故等」という。）が発生した場合に、ドライブレコーダーに記録された個人情報の含まれる映像を捜査機関や保険会社等に提供することについて、当審議会の意見を聴くものである。

実施機関は、ドライブレコーダーの運用に際しては、以下の方針で臨むものとしている。

- (1) ドライブレコーダーを設置している公用車には、当該公用車の側面又は背面に、ドライブレコーダーを設置している旨を表示する。
- (2) 公用車に設置するドライブレコーダーは、一定時間（５０分から１００分）記録がなされると、交通事故等が発生しない限りは新しいデータが古いデータに上書きされる仕様である。
- (3) 記録情報の利用及び外部提供を以下の場合に限定する。
 - ア 公用車運転者が当事者となる交通事故が発生した場合や自然災害発生時に飛来物により公用車へ損害が発生した場合の状況把握や原因の分析
 - イ 前記アに伴う捜査機関や保険会社等への提供
 - ウ 公用車運転者に対する交通事故防止のための研修
- (4) 記録情報の利用及び外部提供にあたっては、あらかじめ定めておいた操作取扱者のみが利用又は外部提供を行い、その旨の記録を残す。
- (5) 外部提供を行うにあたり、記録情報に交通事故等の当事者以外の第三者の個人情報が含まれる場合には、当該第三者を識別できないよう映像に編集又は加工を施す。
- (6) 以上の方針を含むドライブレコーダーの運用基準を策定し、全庁的に統一的な取扱いを行うとともに、当該運用基準を公表し、ドライブレコーダーの運用についての周知を図る。

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供は、交通事故等発生時の状況把握、事故原因の分析、公用車運転者に対する安全教育に用いることによる安全運転意識の向上を目的としたものであり、近年、事業用自動車はもとより、各自治体や一般家庭で利用される自動車への搭載も増加していることを鑑みると、当審議会として公用車へのドライブレコーダーの設置の必要性については認めるところである。

条例第７条第２項は、個人情報の収集にあたっては、本人から収集することを原則とする旨規定しているが、前述したドライブレコーダーの設置の必要性や、ドライブレコーダー撮影の性質上、被撮影者から個別の同意を得ることは現実的に困難であること、ドライブレコーダーを設置している旨を公用車に表示したうえで走行するという実施機関の方針を踏まえると、本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については適正を欠く個人情報の収集とまではいえないと考えられる。

また、条例第８条は、個人情報の外部提供を原則行ってはならない旨規定しているが、記録情報の任意の外部提供は実施機関の職員が交通事故等の当事者となる場合に限定さ

れること、外部提供を行うにあたり交通事故等の当事者以外の第三者の個人情報については編集又は加工を施し当該第三者が識別されないようにすること、交通事故等発生時の状況把握や原因の明確化により、交通事故等の処理を円滑に行うためには、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない限りで、個人情報が含まれる記録情報を捜査機関や保険会社へ提供する必要があることから、本件諮問に係る個人情報の外部提供についても適正を欠く個人情報の外部提供とまではいえないと考えられる。

これらのことから本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、適当であると判断した。

なお、本件諮問に関して示された実施機関のドライブレコーダーの運用基準や方針は概ね適正なものと認められるが、さらなる個人情報の適正な取扱いや保護を図るために、前記2の結論(1)から(3)の事項を要望する。